

# 中国内販 GB 21027 「学生用品の安全通用要求」が改訂されました。

GB 21027「学生用品の安全通用要求」が改訂され、2020年版が**2022年2月1日**より施行されます。この標準は文具、かばんなどの学生用品に適用される**強制標準**です。



## 主な変更点

- 1** 適用対象に具体的な年齢が追加
- 2** 適用範囲が変更
- 3** 触れることのできる部分のプラスチックに対し、**フタル酸エステル類**の試験が追加
- 4** 表示規定が変更

	現行 GB 21027-2007	改訂版 (2022年2月1日施行) GB 21027-2020
適用対象	未成年学生が使用する学用品	14歳以下の学生が使用する学用品 ※14歳を超える学生を使用対象とする文具製品及び専門技術者が使用する文具製品には適用しない。
適用範囲	水彩絵具、クレヨン、オイルパステル、 <b>フィンガーペイント用絵具</b> 、ねんど、消しゴム、修正用品（修正液、修正テープ、修正ペン）、接着剤、カラーペン、筆記用ペン、マーカーペン、製図用定規、ノート、学生かばん、ペンシルポーチ、工作はさみ、筆箱、鉛筆削りなど	水彩絵具、クレヨン、オイルパステル、ねんど、消しゴム、修正液、修正テープ、 <b>修正シール</b> 、修正ペン、 <b>液体のり</b> 、 <b>固形のり</b> 、 <b>でんぶんのり</b> 、カラーペン、 <b>万年筆</b> 、 <b>油性ボールペン</b> 、 <b>中性ボールペン</b> 、 <b>水性ボールペン</b> 、マーカーペン、 <b>ホワイトボード用ペン</b> 、 <b>蛍光ペン</b> 、 <b>鉛筆</b> 、 <b>シャープペンシル</b> 、 <b>インク</b> 、 <b>シャープペンシル用しん</b> 、製図用定規（直定規、三角定規、縮尺定規、分度器、テンプレート定規 ※T定規は除く）、 <b>学生用コンパス</b> 、学習ノート、 <b>ブックカバー</b> 、学生かばん、ペンシルポーチ、工作はさみ、筆箱、手動鉛筆削り、鉛筆削り（携帯タイプ）、 <b>カッター</b> など
試験項目	移行する可能性のある元素の規制値	移行する可能性のある元素の規制値
	有害物質 (例：ホルムアルデヒド、禁止アゾ染料、ベンゼン、トルエン、キシレン、揮発性有機化合物など)	有害物質 (例：ホルムアルデヒド、禁止アゾ染料、ベンゼン、トルエン、キシレン、揮発性有機化合物など)
	—	<b>フタル酸エステル類</b>
	ノートの白色度	ノートの白色度
表示規定	ペンキャップの安全性	ペンキャップの安全性
	鋭利な縁、先端の有無	鋭利な縁、先端の有無
表示規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本標準の関連要求に適合すること。</li> <li>GB/T 5296.5-2006 に適合すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はっきり、読みやすく、耐久性があること。</li> <li><b>使用対象年齢</b>を表示すること。</li> <li>警告マークや警告説明が要求される製品にはこれらを表示すること。</li> </ul>

※上記適用範囲に当てはまる商品を中国で販売される場合は、その商品の「製品標準」とGB 21027の両方の基準を満たす必要があります。ボーケンでは文具、日用品、家具などを中国で販売されるお客様に品質サポートサービスを提供させていただいております。  
詳細はこちら：[https://www.boken.or.jp/news/topic\\_no233/](https://www.boken.or.jp/news/topic_no233/)



上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

### 東京生活用品試験センター

藤田 y-fujita@boken.or.jp  
祖父江 sobue@boken.or.jp

TEL:03-5669-1382 / FAX:03-5669-1387

### 大阪生活用品試験センター

掛川 kakegawa@boken.or.jp  
奥 hiroyo-oku@boken.or.jp

TEL:06-6577-0124 / FAX:06-6577-0126